

奨学金返還支援制度の導入について

当社では、従業員の経済的・精神的な負担の軽減を図るため、令和6年8月13日から

奨学金返還支援制度を導入しました。奨学金を返還中の正社員に対し、

手当の場合は、月額2,000円、代理返還の場合は月額5,000円を2年間支援します。

社会保険労務士法人 上村事務所 所長 上村 哲也